令和８年太子町公告第 55 号

令和８年災第1002号普通河川唐川災害復旧工事に係る一般競争入札を太子町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札要綱（平成29年太子町要綱第47号。以下「要綱」という。）に基づき下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び太子町財務規則（平成元年太子町規則第１号）第114条の規定に基づき公告します。

令 和 ８ 年 11 月 ９ 日
太子町長　田中　祐二

事後審査型条件付一般競争入札実施要領

１．入札に付する事項

工事名称	令和８年災第 1002 号普通河川唐川災害復旧工事
工事場所	南河内郡太子町大字山田地内
工期	契約締結日の翌日から令和９年３月 26 日まで
工事種類	災害復旧工事
工事概要	復旧延長 L=6.0m 土工　　一式 処分工　　一式 石積工　　16 ㎡ 仮設工　　一式
予定価格	3,271,000 円（税抜）
最低制限価格	2,921,000 円（税抜）
入札関係資料の入手方法	町ホームページに掲載
入札保証金	入札書記載の見積金額に消費税を加えた金額の５/100以上。ただし、太子町財務規則第118条の規定に基づき免除するものを除く。
契約保証金	契約金額（消費税含む）の10/100以上。ただし、太子町財務規則第134条の規定に基づき免除するものを除く。
前金払	無
中間前金払	無
部分払	無
契約不適合責任期間	１年

入札回数	１回

２．入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者

（２） 町の令和７・８年度入札参加有資格者名簿【建設工事】に業種「土木一式工事」で登録がある者

（３） 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法の規定による更生計画が認可されている者を含む。）

（４） 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（同法の規定による再生計画が認可されている者を含む。）

（５） 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者

ア 太子町建設工事等入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者

イ 本町との契約において、談合等の不正行為があったとして、損害賠償請求を受けている者（当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

ウ 太子町契約からの暴力団排除措置要綱の規定による入札参加除外措置要件に該当する者

（６） 建設業法（昭和24法律第100号）における土木工事業の許可を有している者

（７） 建設業法（昭和24法律第100号）における経営事項の審査を受けている者

（８） 開札時において、町が発注する建設工事の手持工事数が下記に定める数以上でない者

町内本店業者　２件、町内支店業者及び町外業者　１件

（９） 太子町内に本社（店）又は契約する営業所を有する事業者であること

(10) 仕様書に基づいた業務を履行できる者

３．仕様書等に対する質問及び回答

受付期間	令和８年 11 月 10 日（火）から令和８年 11 月 16 日（月）正午まで
質問方法	メールで送付すること。その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。
回答日等	令和８年 11 月 19 日（木）午後５時 30 分までに町ホームページに回答を掲載する。
送付先	太子町　まちづくり推進部　地域整備課

４．入札書の提出

提出書類	① 入札書 ② 工事費内訳書 ③ 事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（様式第１号）

	④ 以下のいずれか ・入札保証金免除申請書 ・入札保証金納付書 ・入札保証金免除申請書（履行保険） ※郵送の場合：書類は二重封筒とし、①②を中封筒に入れ、外封筒に③④を同封すること。 ※持参の場合：①②を中封筒に封入し、③④の書類を一緒に提出すること。 ※中封筒の封緘方法については太子町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札要綱第９条及び太子町が指定する封筒（郵送用封筒例）に従うこと。
提出先	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地 太子町　政策総務部　総務財政課
提出期限	令和８年 11 月 26 日（木）正午まで
提出方法	**一般書留郵便、簡易書留郵便等、対面授受が可能な送付、又は持参** **※特定記録郵便、レターパックライトなど郵便受けに投函されるものは不可** ※郵送等による費用は入札参加者の負担となる

５．開札日時等

開札日時	令和８年 11 月 27 日（金）午前 10 時 40 分
開札場所	太子町役場庁舎３階　第１会議室
開札の傍聴	開札の傍聴を希望する場合は、太子町建設工事等傍聴要綱に基づき、開札日の午前９時30分から午前９時50分までに開札場所で申込みを行うこと。なお、傍聴は申込み先着順とし、開札日につき定員10名になり次第締め切る。また、傍聴は原則１業者につき１名までとし、「太子町建設工事等入札傍聴要綱」を熟読の上、申込みをすること。
無効の入札	次のいずれかに該当する入札は無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しない。 （１） 公告に示した入札参加資格のない者が行った入札 （２） 虚偽の申請を行った者のした入札 （３） 入札に関する条件に違反する者のした入札 （４） 規定する提出方法によらない入札 （５） 事後審査型条件付一般競争入札の心得に違反する者のした入札 （６） 委任状の提出がない代理人のした入札 （７） 指定封筒に記載された事項と同封された入札書等に記載された事項が異なる入札 （８） 同一人がした２以上の入札

	（9） 入札者が協定してした入札
落札候補者の決定	提出された入札書等の審査の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札候補者とする。最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札候補者を決定する。

６．くじの方法

くじの方法は、次のとおりとする。

（1） 入札参加者は、あらかじめ入札書に任意の３桁の数字（以下「くじ用数字という。）を記載する。

（2） 開札立会人により３桁の乱数を抽選で決定する。

（3） 同価格で入札した者のくじ用数字にそれぞれ乱数を加えた下３桁の数字をくじ値とし、くじ値が最小値の者のくじ番号を０として、入札参加有資格者名簿の業者番号の昇順にくじ番号を付す。業者番号が最大の者までくじ番号を付したとき、くじ番を付していない者がある場合は、業者番号の最小の者に戻り残りの者に続けてくじ番号を昇順に付す。

（4） 同価格で入札した者の入札書に記載されているくじ用数字の合計に（2）で決定した乱数を加え、同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を同価格における最上位の順位とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。

（5） 入札書にくじ用数字が記載されていないとき又はくじ用数字の記載が不鮮明であるときは、くじ用数字を０とみなすものとする。

（6） 最低の価格以外で同額となった者が２者以上の場合における順位の決定も同様に行うものとする。

（7） 入札参加資格に複数の登録業務を指定している場合で、同一業者において、指定業務ごとに業者番号が存在する場合は最小の業者番号を使用することとする。

７．事後審査

提出書類	① 事後審査型条件付一般競争入札関係書類提出書（様式第２号） ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（最新のもの） ③ 社会保険に関する誓約書（未加入若しくは適用除外の保険がある場合のみ。） ④ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し ⑤ 技術者名簿 ※②から⑤の書類について、令和７・８年度入札参加資格審査申請時に提出した書類から変更がない場合は提出を免除するものとする。
提出期限	令和８年 12 月１日（火）正午まで
提出場所	太子町 政策総務部 総務財政課

８．落札者の決定及び契約の締結

落札者の決定	落札候補者について、開札後に事後審査の提出書類に基づく審査を行い、入札参加資格を確認し、適格者を落札者として決定する。なお、落札候補者は、本町からの連絡にすぐに対応出来るように待機しておくこと。ただし、確認の結果、不適格の場合は、その者のした入札を無効とし、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は次順位者を新たな落札候補者とし、これを繰り返すものとする。
契約の締結	開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札参加除外措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本町は一切の責めを負わない。

９．その他

注意事項	（１） 上記の条件は、特に記載がない限り公告日現在のものとする。 （２） 入札参加者は、この公告のほか「事後審査型条件付一般競争入札の心得」、「事後審査型条件付一般競争入札の注意事項」を熟読し内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ入札を行うこと。 （３） 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
問合せ先	大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町　まちづくり推進部　地域整備課（案件内容に関すること） TEL:0721-98-5523 FAX:0721-98-4514 Mail:tiikiseibi@town.taishi.osaka.jp 太子町　政策総務部　総務財政課（入札手続きに関すること） TEL:0721-98-0300 FAX:0721-98-4514 Mail:soumu@town.taishi.osaka.jp